

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について

1 改正の理由

平成 25 年度から事業が開始される日野川地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）に係る負担金の徴収等のため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 19 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要（新旧対照表参照）

- (1) 負担金等の徴収が完了している国営事業 4 事業について、削除する。（第 2 条関係）
- (2) 負担金等を徴収する国営事業に、日野川地区国営土地改良事業を加える。（別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行する。
 - イ その他必要な規定の整理を行う。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、次に掲げる国営事業によって利益を受ける者で、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものおよび土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の7に規定するもの(以下「受益者」という。)から、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の一部を徴収する。</p> <p>(1) <u>新湖北(一期)地区国営土地改良事業</u></p> <p>(2) <u>神崎川下流地区国営土地改良事業</u></p> <p>(3) <u>新湖北(二期)地区国営土地改良事業</u></p> <p>(4) <u>野洲川中流地区国営土地改良事業</u></p> <p>2 省略 (負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により県が徴収する負担金の総額は、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の額の100分の31(前条第1項第3号に掲げる国営事業のうち知事が特に認める施設に係る部分にあっては、100分の28)に相当する額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条から第6条まで 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条 省略 (負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、別表に掲げる国営事業によって利益を受ける者で、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものおよび土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の7に規定するもの(以下「受益者」という。)から、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の一部を徴収する。</p> <p>2 省略 (負担金の額)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により県が徴収する負担金の総額は、法第90条第1項の規定による当該国営事業に係る負担金の額の100分の31に相当する額とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条から第6条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p><u>日野川地区国営土地改良事業</u></p>

日野川地区国営土地改良事業の概要

1. 目的：国営事業で造成した土地改良施設の老朽化が進行しているため、施設の機能保全を行い、安定した農業用水の供給を図る。
2. 事業名：国営施設機能保全事業
3. 受益面積：4,929ha
4. 事業費：3,400百万円
5. 主な事業内容：

蔵王ダム改修	・	・	・	・	・	1ヶ所
頭首工改修	・	・	・	・	・	4ヶ所
揚水機場改修	・	・	・	・	・	3ヶ所
用水路改修	・	・	・	・	・	1.1km
6. 関係市町：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町（2市2町）
7. 関係土地改良区：日野川流域土地改良区
8. 事業工期：平成25年度～平成34年度

